

## 植民地朝鮮における教員の「社会教化」活動

山下, 達也  
長崎総合科学大学教職課程 : 講師

<https://doi.org/10.15017/7378062>

---

出版情報 : 国際教育文化研究. 10, pp.49-60, 2010-07-15. Comparative and International Education,  
Faculty of Human-Environment Studies, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :



## 植民地朝鮮における教員の「社会教化」活動

山下 達也

### はじめに

本稿は、植民地朝鮮において行なわれた教員による「社会教化」活動に着目し、朝鮮における教員の役割に関して新たな知見を得ようとするものである。

植民地朝鮮における教員には、日本「内地人」と朝鮮人が混在していた。彼／彼女らの存在様態は、こうした「民族」の差だけでなく、学歴、資格、朝鮮滞在歴、「内地」経験、養成プロセス、性といったその他複数の属性の重なり・隠顕によって捉えられる。そして、こうした属性によって生じる教員の多様性は、いわば「適材適所」というかたちで植民地政策に包摂された。その典型は、性差に着目したものであり、男性教員と女性教員との間には養成理念や現場での役割に差が設けられていたことが挙げられる<sup>(1)</sup>。こうした教員個々の特徴と役割の関係について検討することは、朝鮮において教育政策の遂行がいかに図られたかということを論じるうえでの重要な課題となる。教員による「社会教化」活動の実態解明を通じ、教員の特徴や属性の活用を図った政略の一端を浮き彫りにすることが本稿のねらいである。

これまで学校を中心とする「社会教化」活動の事例を提示したものに、李正連の『韓国社会教育の起源と展開 大韓帝国末期から植民地時代までを中心に』（大学教育出版、2008年）がある。同書は旧韓末から植民地期の社会教育政策の展開過程を明らかにした示唆的な先行の研究であるが、学校の教員がどのような実践に携わったかや、活動の内容と担当教員との関連の解明に主眼を置く本稿とは問題意識を異にするものである。筆者はこれまでに植民地朝鮮における初等教員集団内部の多様性と教育政策との関わりについての論考を蓄積してきたが、本稿もこうした一連の研究の一部として位置づくものである<sup>(2)</sup>。

以上の点を踏まえ、本稿ではおもに以下の2点について論じることとする。

第1は、植民地朝鮮における初等学校が、学校教育機関であると同時に社会教育機関でもあったということ、そして、「社会教化」活動においては、どのような教員が中心的な存在として位置づけられたかという点についてである。

第2は、実際に教員たちが各地域で行なった「社会教化」活動の内容がどのようなものであったのかの解明、さらに、活動の内容と担当する教員の組み合わせについても可能な限り明らかにしたい。

なお、本稿では「社会教化」という用語をしばしば使用する。植民地期には社会教育という

用語もあるが、教員が使用したことばや教育関係史料の中では、朝鮮民衆を「善導」というニュアンスのより強い「社会教化」という用語が散見されるため、本稿では当時の呼称を引用するかたちで「 」を付して用いることとした。

## 1. 初等学校の社会教育機関としての役割

植民地朝鮮における教員の「社会教化」活動を明らかにするうえで、まずは学校、なかんずく初等学校が学校教育機関としてのみならず、社会教育機関としての役割を併せ持っていたことを確認しておく必要がある。

朝鮮における初等学校には、「内地人」児童を対象とする小学校と朝鮮人児童を対象とする普通学校がある（1938年にはいずれも小学校となる）。普通学校は、1911年の「朝鮮教育令」で、「普通学校ハ児童ニ国民教育ノ基礎タル普通教育ヲ為ス所ニシテ身体ノ発達ニ留意シ国語ヲ教ヘ德育ヲ施シ国民タルノ性格ヲ養成シ其ノ生活ニ必須ナル知識技能ヲ授ク」<sup>(3)</sup>と規定されているが、1912年の『朝鮮総督府月報』では、「公立普通学校ハ全道各府郡ニ散在シ初等普通教育ノ機関タルト共ニ事実地方教化ノ中心」<sup>(4)</sup>と、特に社会教育機関としての役割に言及されている。さらに、朝鮮総督府の『施政二十五年史』では、「普通学校は国民性の涵養・国語の普及に於て最も重要な機関たるのみならず、一面郷党を指導して地方教化の中心たらしめんことを期して居る」<sup>(5)</sup>とあるほか、『朝鮮教育の概観』でも、「内地と同程度の効果あらしめるためには職員は率先社会教育の尖兵となつて立たなければならない。こゝに朝鮮に於ける教育機関の二重の任務があるのであつて、朝鮮教育の一特色がこゝにあるのである」<sup>(6)</sup>とされている。このように、朝鮮における初等学校、特に朝鮮人児童を対象とした普通学校は、児童に対して普通教育を行なう学校教育機関であると同時に、地域の「教化」を担う社会教育機関としての性格をも併せ持っていたのである。

学校が社会教育をも担うべき機関とされていたということは、すなわち学校の教員が、地域社会の「教化」の担い手でもあったことを意味する。つまり、朝鮮における初等学校の教員は、単に学校内で児童を教育するのみならず、「地域教化」の担い手として、保護者や地域社会の住民たちをも教育する存在だったのである。この点について、いくつかの史料を通じて確認していきたい。

まず、教員が日常、服膺すべき必須の事項について規定した「教員心得」（1916年）の中には、教員が「社会教化」に従事すべきであることに関する次のような「心得」がある。

教師ハ同僚相親和シ進ンテ父兄郷党ニ親ミ之ヲ教化スルノ覚悟アルヘシ

教育ノ事業タル関係スル所大ニシテ独力其ノ効果ヲ挙げ難キモノナレハ教師ハ同僚互ニ親和一致シ好意ヲ以テ忠告善導シ優良ナル校風ヲ扶植シ最善ノ訓化ヲ生徒ニ及ホサムコトヲ期スヘシ其ノ他教師ハ父兄郷党ト親睦提携シ相呼応シテ教育ノ事業ヲ成就セムコトヲ計ルト共ニ社会ノ先覚ヲ以テ自ラ任シ之ヲ教化誘導スルノ覚悟アルヲ要ス<sup>(7)</sup>

この「心得」は、「父兄郷党ニ親ミ之ヲ教化スルノ覚悟」について説かれているものであるが、「教員心得」が公布された当時、総督府内務部長官を務めていた宇佐美勝夫は、この心得、特に「社会ノ先覚ヲ以テ自ラ任シ之（父兄郷党一山下註）ヲ教化誘導スルノ覚悟アルヲ要ス」と

いう部分について、次のような解説を付している。

教師は、父兄郷党の間にありては、一の先覚者たり。朝鮮の現状を観察するに、朝鮮人の文化未だ全く洽からざるを以て地方に在りては、教師は確かに其の先覚者たるの位置に立てるものなり、故に教師は自重自在して、其の社会を教化誘導するの覚悟あることを要す。普通学校長の如きは、今日頗る此の点につきて尽力しつつあるを認むれども未だ足りいとすべからず、益進みて学校に於ける余力を用いて、其の社会郷党を教化するの中心となり蒙を啓き、善を奨め以て国家の良民たるに至らしめんことを努むべきなり。(8)

ここでは、各地域における「先覚者」たる教員、なかんずく「普通学校長の如き」は、「社会郷党を教化するの中心」として地域社会の朝鮮人住民を「国家の良民」とする使命を負い、住民の「教化」に尽力しているというが、より一層の努力が求められている。この解説は 1916 年のものであり、ここでいう「普通学校長の如き」とは、「内地人」教員を指している<sup>(9)</sup>。同じく、校長がまだ「内地人」のみであった時期の 1919 年 2 月にも、総督府学務課長の弓削幸太郎が次のように述べている。

公立普通学校長は常に父兄郷党の中心として活動すべしとは総督府に於て屢々訓示せる所にして、地方人民の指導開発者として相当の事績を挙げたるもの亦少からず、将来普通学校の増設に伴ひ教育の効果一層見る（以下略）<sup>(10)</sup>

ここでも、校長すなわち「内地人」教員が「父兄郷党の中心」として活動すべき存在とされている。

植民地朝鮮における学校や教員は、地域社会の「教化」を担い、児童のみならず、保護者や地域住民をも「国家の良民」へと導く存在として位置づけられ、特に「内地人」教員はその中心的な存在とされたのである。

こうして、植民地政策・支配の浸透を図る統治システムが、学校・教員を介して朝鮮の地域社会にまで広がっていたわけであるが、教員の担うべき「社会教化」とは、具体的にどのような活動だったのであろうか。

次節では、『朝鮮教育論』（1919 年）や『学校を中心とする社会教育』（1922 年）、『朝鮮教育大観』（1932 年）等から、おもに 1910～20 年代朝鮮における学校を中心とした「社会教化」の具体的な実践活動を可能な限り跡付けることとする。

## 2. 教員による「社会教化」活動

前掲の『朝鮮教育論』では、教員による「社会教化」の実践例がいくつか紹介されており、具体的な取り組みの様子を窺うことができる。

例えば、馬山公立普通学校では、「一、時々学校及び村落に於て幻燈会を行なう。二、一箇年三回、通俗懇談会を学校に開き、此の会に於て矯風上の実行問題を決議する。三、女子のみを集めて、教育婦人会を催す」<sup>(11)</sup>という 3 つの活動を中心とした「社会教化」を行なっている。これらの会において、教員が地域住民や保護者に対して行なう「社会教化」の内容についてまとめたのが【表 1】である。

【表 1】教員による社会「教化」の内容（於：馬山公立普通学校）

| 事項               | 細目                    |
|------------------|-----------------------|
| 一、美風良俗の維持        | 1. 尊老・敬長              |
|                  | 2. 隣保親睦・吉凶慶弔          |
|                  | 3. 孝子・節婦・義僕其の他篤行者の選奨  |
| 二、公德心の養成         | 1. 法律・命令の遵守           |
|                  | 2. 公事・集会に於ける時間の恪守     |
|                  | 3. 道路の保護・修繕、並木の植栽及び愛護 |
|                  | 4. 山林・樹木盗伐の防止         |
|                  | 5. 納税の励行              |
|                  | 6. 貧困者の救恤             |
|                  | 7. 公共事業の経営            |
|                  | 8. 戸籍等諸届の提出励行         |
| 三、風紀の振肅及び社会の秩序維持 | 1. 上下の調和              |
|                  | 2. 夜警の組織              |
|                  | 3. 耆老会の設置             |
|                  | 4. 青年会の設置             |
| 四、悪習の矯正          | 1. 早婚の矯め              |
|                  | 2. 少年喫煙の矯め            |
|                  | 3. 賭博・遊食の矯め           |
|                  | 4. 婦女陋居の矯め            |
|                  | 5. 風水・地師・卜筮・加持・祈祷等の矯め |
|                  | 6. 冠婚葬祭の冗費を省く         |
|                  | 7. 休日の短縮              |
| 五、勤儉・貯蓄          | 1. 備荒貯蓄組合の設置          |
|                  | 2. 勤儉・貯蓄組合の設置         |
|                  | 3. 産業契・喪布契・畜牛契等の契を設ける |
| 六、衛生             | 1. 種痘の普及              |
|                  | 2. 住宅内外の清潔の保持         |
|                  | 3. 便所の改良              |
|                  | 4. 井戸の改良              |
|                  | 5. 下水の掃除              |
|                  | 6. 塵埃・汚物の掃除           |
|                  | 7. 蠅の駆除               |
|                  | 8. 市街地の清潔             |

|                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| 七、新教育の普及並に青年の指導 | 1. 就学の勧誘             |
|                 | 2. 書堂の改善             |
|                 | 3. 国語の普及             |
|                 | 4. 文廟祭礼の施行           |
|                 | 5. 青年共同の書籍購入         |
|                 | 6. 青年共同耕作の奨励         |
| 八、法令の周知         | 1. 法令・印刷物の配布・回覧      |
|                 | 2. 児童・青年を介しての法令の説明   |
|                 | 3. 冠婚祭日其他各種集会を利用した説明 |
| 九、その他           | 教育及び産業に関する諸般の事       |

＊幣原坦『朝鮮教育論』（六盟館、1919年、174－175頁）を参照して筆者が作成したもの。

朝鮮における初等教育のおもな目的でもある「国語の普及」が、「社会教化」というかたちで地域住民に対しても図られていたことや、学校に通う児童を介して法令の説明などが行なわれていたことなどがわかる。全体が9つの事項、43の細目で示されているように、教員が担う「社会教化」活動の内容は多岐にわたる。そのため、「一時に之を実施することは出来ないから其の時其の時に適切なるものを取り出して、之が実行を期せしめる」<sup>(12)</sup>こととなっていた。

また、新義州公立普通学校においても、「通俗懇談会」と称する巡回講演を行なうほか、「沐浴を奨励して、学校の風呂場を以て範を示して居」<sup>(13)</sup>た。このように平安北道では、学校に風呂場を設けさせ、身体の清潔を一種の風尚たらしめんと努めた結果、「中には地方の人が、学校に来て自ら風呂をたてるものもあるやうになつた」<sup>(14)</sup>という。

これらの事例は、「社会教育にも力を尽くしてゐる」<sup>(15)</sup>ものとして積極的に評価されており、教員による「社会教化」活動のいわば「善例」として挙げられているものである。これに対し、「社会教化」活動が滞っているものとして、次のような事例が挙げられている。

義州公立普通学校に赴いて見ると、諸般の計画が、まだ能く実行せられるに至らないのは、学校長の更迭の為に、中心人物が欠けてゐる故である。是を以て見ても、校長の如き中心人物が、教化事業に最も必要なことを知るに余りある。<sup>(16)</sup>

ここで、「諸般の計画が、まだ能く実行せられるに至らないのは、学校長の更迭の為に、中心人物が欠けてゐる故である」とされているように、「社会教化」活動の停滞の理由として、「中心人物」の欠如が挙げられている。ここでいう「中心人物」とは、校長を指しているが、先に述べたようにこの時期の校長はすべて「内地人」であるため、「中心人物」とは、「内地人」教員を指しているといつてよい。すなわち、「社会教化」には、「内地人」教員が「最も必要」な存在であり、「内地人」教員なしには、それが滞りなく行ない得ないと見做されていたのである。

幣原は、こうした例を取り上げつつ、「兎に角普通学校に於ける内地人教師が、社会に対して尽して居る功労は少しとしない」<sup>(17)</sup>と総評し、「社会教化」活動を担うべきは、教員の中でも「内地人」教員であるべきことを次のように明言している。

内地人教師は、朝鮮人教師を率ゐて、只に学校内の児童の訓練のみならず、延いて社会の教育にまで指を染めることとなつてゐる。此の事は、教師にとって随分の重荷であるけれども、朝鮮の如き新教化の浸潤を必要とする地方に於ては、少国民の陶冶と共に、多大の価値を有する。(18)

つまり、地域社会の「教化」は、特に「内地人」教員にとって「随分の重荷」であるものの、それは教育を通じて植民地支配の円滑化を図ろうとするひとつの試みとして「多大の価値を有する」ものとされていたのである。

以上は、おもに 1910 年代の教員による「社会教化」活動の状況であるが、それ以降の状況については、朝鮮総督府学務局編『学校を中心とする社会教育』(1922 年)や、西村緑也編『朝鮮教育大観』(1932 年)で確認することができる。『学校を中心とする社会教育』では、1922 年当時の朝鮮各地(すべての道)における実践例を確認することができる。その中でも活動の詳細を窺い得るいくつかの例を取り上げ、紹介したい。

まず、京畿道に関しては、5 校の普通学校の実践についての紹介がある。そのひとつに、水原公立普通学校の「女子夜学会」がある。「事業の沿革」によれば、同会の概要は以下のとおりである。

水原面内の女子にして国語の習得を希望するもの多く本校女教員には時々其の意を洩せしが本年四月に至り最も熱心なる希望者のあるを校長に於て認めたり。校長に於ても此種の社会教育は最も必要なることと考へたれとも成る可く自発的に成立するを希望せる折柄なれば機熟せるを認め郡守に協議し其の賛同を得一方女教員をして入学者を調査せしめ又学務委員は之か奨励員と云ふ関係者に加へ、電灯三箇を雑費中より支出するの承認を得て準備を整へ発会せしは実に大正十年五月廿三日なり(19)

同会は、水原面内の女性を対象として「国語」、すなわち日本語の習得を目的としていたこと、さらに、対象が女性ということで、希望者・入学者の調査は学校の女性教員が担っていたことがわかる。「社会教化」を担当する教員が、活動の対象や内容を勘案して決定されていた例である。参加者は、この報告がなされた 1922 年の時点で 45 名であるが、参加者として認められるためには 4 つの条件があった。その条件とは、「一、堅忍持久して中途廃学せざること。二、互に奨励して将来婦人会の中心たること。三、家庭の了解を得て入学すること。四、普通学校卒業者若くは現在の生徒に非らざるものを入学せしむ」(20)であった。同会は、水原公立普通学校校長の本田栄三郎の監督の下、女性教員の宮下シズを中心として運営されたほか、同校の朝鮮人訓導 3 名も教員として加わっている。会の開催は毎週、月・水・金曜日の午後 7 時からで、時間は 2~3 時間程度であった(21)。同会に参加する女性たちの現状については、「生徒は非常に熱心にして毎回習字図画を練習して持参し訂正を乞ふもの半数あり」(22)と報告されている。また、授業料その他の費用は徴収せず、教員も「熱心にして未だ欠席したることなし毎回五人共に勤務に当る」(23)という。

また、全羅北道の礪山公立尋常小学校では、「青年会」、「通俗講演会」を行なっていたほか、井邑公立普通学校では、地域住民に日本語の指導を行なうことを目的とした「国語夜学会」が行なわれており、現況として 72 名の参加者がいると紹介されている(24)。さらに、井邑公立普

通学校の特徴的な活動は、「社会教化」の一環として、「鮮語教授」を行なっていることである。これは「内地人青年の為特に鮮語教授をなし内鮮融和の一端に資せむ」<sup>(25)</sup>として行なわれていたものである。教員による「社会教化」活動は、その対象が朝鮮人であるものが目立つが、この例のように、「内地人」を対象として朝鮮語の教授が「社会教化」活動の一環として行なわれることもあったのである。前述したように「社会教化」の中心的な役割を果たすべき存在とされたのは「内地人」教員であったが、こうした活動については、朝鮮人教員が重要な役割を果たしている。これも、「社会教化」活動の内容と担当する教員の特徴、属性が関連付けられていたことを示す例である。

慶尚北道からは、慶州公立普通学校の教員らによる、「国語講習会」の実践についての紹介がある。その内容は以下のとおりである。

慶州公立普通学校に於ては大正十年四月入学せしむべき生徒六十五人を募集せしに志願者は二百五十三人に達し大多数は入学の目的を達すること能はず其の中約四十人は慶州面所在の私立啓南学校に入学せしも尚多数の入学不能者あるを以て何等かの方法を講し之か就学難を緩和し救済するは地方教化上必要の事項たるを認め大正十年四月当該学校の附帯事業として「慶州国語講習会」を設置し講習期間を一個年として教科目は普通学校に準し慶州青年会館の無償使用契約し生徒約八十人を収容し之を二学級に編制し机腰掛其他の用具は何れも慶州普通学校の備品を使用し授業を開始して今日に至れり<sup>(26)</sup>

これによれば、「国語講習会」実施の背景には、普通学校への入学がかなわない朝鮮人児童の増加があった。具体的には、1921年4月、慶州公立普通学校が65名の児童を募集したのに対して253名の志願者があり、「大多数」が入学できなかった。そのうち、私立学校にも入学できなかった朝鮮人児童を「救済」するための措置として、「国語講習会」が設置されたのである。そのため、講習会で対象とされたのは、11歳から19歳までの青少年であった。ここでは、「内地人」教員を中心とし、朝鮮人教員も指導にあたっている。学校に通うことのできない朝鮮人児童にも、「社会教化」というかたちで日本語を習得させようとした点に特徴がある。

また、黄海道の沙里院公立普通学校では、「父兄会」、「母姉会」において、それぞれ教員が次のような活動を行なっている。

毎年一回若くは二回開催し学校と家庭との連絡を図ると共に其来集せる父兄母姉に教育衛生等に関する智識を授け時代思想に対する適当なる批判を与え一方是等の者を通して地方教化の促進を図り尚毎年三月には卒業すべき生徒の父兄会を開き卒業後に於ける方針に就き忠言を与ふ<sup>(27)</sup>

校長が中心となって「父兄母姉」に「智識」を授け、さらに彼／彼女らを通して「地方教化の促進」を図るということを目的としていたのである。つまり、教員の「社会教化」活動をひとつの起点とし、そこから徐々に「智識」の普及範囲拡大が図られたのである。「母姉会」では女性教員が活躍しており、前掲水原公立普通学校の例と同様、「教化」の対象が女性の場合には、女性教員が中心的な役割を果たしていたことが確認できる。咸鏡北道にも、「新岩洞母姉夜学会」があり、同会では「家庭の改善を以て主目的となし傍ら簡易なる国語会話を授け又日常必須なる諺文及び日常の計算を学習せしむる」<sup>(28)</sup>ことを目的とし、活動のおもな担い手はやはり女性



教員であった。さらに沙里院公立普通学校では、「国語の普及を図ると共に内地の事情を知らしめ一方常識の養成に力め」<sup>(29)</sup>る「国語講習会」も開催されている。「内地の事情」についての知識を授けるという内容自体からも、その担い手としては、おもに「内地人」教員が想定されていたといえる。加えて同会では、「式日の参列奨励と国旗の掲揚」や「本府施政の宣伝」なども行なわれていた<sup>(30)</sup>。「本府施政の宣伝」ということで言うと、長淵公立普通学校でも、校長を講話者とする「巡回講話」が行なわれており、その内容は「総督府施政方針の宣伝より教育、勸業衛生世界の大勢帝国の位置等一般人の須知事項につき通俗的講話を行ふ」というものであった<sup>(31)</sup>。

また、平安南道の北院公立普通学校では、校長を顧問とする「青年会」や、「普通学校の本旨を知らしめ向学心を喚起せんか為めに大正七年以来実行し来りたる」「部落講演会」が行なわれていたほか、「内鮮人融和的会合」という独自の会合を開いていたようである。その具体的な内容は以下のとおりである。

互に意志の疎通を図り内鮮の垣壁を去りて融和を計るは単に形式的会合のみにては決して達し得られざるものと思惟し一堂に会して食事を共にし盃を交はし或は集合写真を撮影し以てその間自ら人情の機微を触し互に意見を交換して始めて意志の疎通を計り得るものにして内鮮合同忘年会或は合同新年会内鮮人有志合同写真撮影（紀元節当日）官公吏送迎宴等を例年実行し来れり而して是等の会合は必ず学校主催となり開会の辞に於ては講演的に内鮮融和の必要を力説するを例とせり<sup>(32)</sup>

これは、「形式的会合」とは異なるもので、「内地人」と朝鮮人がともに食事や写真撮影、忘年会、新年会、送迎宴等を行なうというインフォーマルな学校主催の会合であったが、「開会の辞に於ては講演的に内鮮融和の必要を力説」することとなっていた点が興味深い。この「内鮮融和の必要を力説」するのが具体的に誰であったかについては不明であるが、学校が主催していたことや、この『学校を中心とする社会教育』に実践報告として掲載されている点を勘案すると、北院公立普通学校の校長であったと考えられる。また、平安南道では、この他にも、三和公立普通学校で「国語講習会」や「通俗教育講話会」、「夜学会」などが行なわれている<sup>(33)</sup>。

次は、平安北道の実践についてであるが、ここでは、1919年に「内地人」校長不在による「社会教化」の停滞が『朝鮮教育論』の中で指摘されていた義州公立普通学校のその後の様子を窺うことができる。1922年、同校では、「内地人」校長を顧問とする「父兄会」が組織され、「学校と家庭との連絡を計り以て児童の教育を奨励すると共に地方社会風教の改善」<sup>(34)</sup>が図られているほか、「教育、産業、納税、衛生、其他民衆思想の進展を図り風俗習慣の改良に資す」<sup>(35)</sup>る「通俗講演会」や「国語講習会、社会事情、算術、衛生、講習会」などの各種講習会が行なわれるようになっている。1919年の時点で滞りを指摘された際との違いは、「中心人物」たる「内地人」校長の有無だけである。

また、楊市公立普通学校では、「国語夜学会」のほか、「私立学校視察の為め学校長郡内、楊下、北中、府羅、府内の四面に出張の際、各面一箇所乃至二箇所に於て、幻燈を映写し、産業、教育、衛生等に就き通俗講話を開き、其の思想の喚起に努め」<sup>(36)</sup>るという「通俗講話」が行なわれた。また、校長が行なう講話には、「時局に関する講話」があり、その内容については、

以下のような説明がある。

去る大正八年例の不幸事件（「三・一独立運動」一山下註）勃発以来人心頓に一変し、一般鮮人は概して、其帰趨に迷ふの状況なりしを以て学校長は、私立学校及書堂視察の為、出張の際は、成るべく多く其地方の重なる人々を招致し、総督政治の根本方針並、朝鮮総督及道長官（当時の名称）の諭告等を説示し、其方途を誤らさらしめんことに努め、其の周知を計り居れり<sup>(37)</sup>

1919年3月1日に起きた、いわゆる「三・一独立運動」後の「帰趨に迷ふ」朝鮮人の思想を「善導」すべく、「内地人」の校長が「社会教化」活動の一環として、学校外で「総督政治の根本方針並、朝鮮総督及道長官（当時の名称）の諭告等を説示」することとなっていたのである。これは、朝鮮統治の円滑化、なかんずく各地域の朝鮮民衆への対応・「善導」が、その地域に設置された初等学校の教員を通じて行なわれていたことを明らかに示している事例である。

また、原州公立普通学校には、橋口龍太郎校長が「普通学校卒業生の一般に遊惰に流れ無為徒食の弊に陥るを慨し卒業生を中心とし一般の青年を之に加へて数年前より組織し」<sup>(38)</sup>た「一日会」があり、同会は、「毎月一日夕刻学校に集合し教育に関する勅語を奉読し修養に関する講話をなし其の思想を善導す而して相互制裁的規約を設け地方風俗改良を計」<sup>(39)</sup>るというもので、会員は64名である。このように、学校による「社会教化」活動は「内地人」校長の憂慮を契機として始められるものもあり、その内容も「内地人」校長によって方向づけられたものであった。

以上見てきたように、教員による「社会教化」活動は、朝鮮各地で行なわれ、その多くに共通するのは、女性や不就学児童、「父兄母姉」等に、「国語」、すなわち日本語を授ける講習を行なっていることである。また、基本的には「内地人」教員が「社会教化」の中心となる体制の下、女性を対象とする活動では女性教員が、朝鮮語の指導では朝鮮人教員が重要な役割を果たしていたことを確認することができた。

ちなみに、西村緑也編『朝鮮教育大観』でも、「学校を中心とする社会教育」の重要な活動として「内地人」教員による「国語講習会」が挙げられたり、女性を対象とする「教化」活動が女性教員を中心として行なわれていた例が確認できる<sup>(40)</sup>。

## おわりに

本稿では、植民地朝鮮における教員の「社会教化」活動に着目し、その内容や教員が果たした役割について論じた。ここでは本稿の内容をまとめるとともに、今後の課題を示すことにする。

まず本稿では、朝鮮における初等学校が、学校教育機関のみならず、社会教育機関としての役割を併せ持っていたことについて明らかにした。「朝鮮に於ける教育機関の二重の任務」であり、「朝鮮教育の一特色」として捉えられた社会教育機関としての学校であったが、その主軸とされたのは「内地人」の校長（教員）であった。教員による「社会教化」活動も中心人物としての「内地人」なしには円滑に遂行できないとされ、「内地人」教員にとっての「社会教化」は、「随分の重荷」であるものの、それは教育を通じて植民地支配の円滑化を図ろうとするひとつ

の試みとして「多大の価値を有する」ものとされていたのである。

さらに、教員による「社会教化」活動の事例に着目すると、各地域では、「国語講習会」や「夜学会」、「父兄会」、「母姉会」、「通俗教育講話会」などにおいて様々な活動が行なわれていたことがわかったほか、活動の内容や対象者を勘案して担当教員が決定されることがあったことも明らかとなった。朝鮮における教員は、地域社会の「教化」について、皆同様の役割と責任を負っていたわけではなく、個々の特徴や属性に応じて「適切に」位置づけられたのである。すなわち、「社会教化」活動に携わるにあたっては、まず「内地人」教員が中心となること、そしてその体制の中で、活動の内容と対象に応じた教員の「適材適所」が行なわれていたのである。

ただし、本稿では「民族」と性という2つの属性による役割の相違を断片的に示し得たに過ぎず、養成プロセスや「内地」経験の有無・多少、資格など、その他の特徴に応じた教員の「適材適所」を十分に論じることができなかった。また、「社会教化」活動に限らず、教育活動全体の中で教員集団内部の多様性がいかに政略と絡み、複雑な状況が生じていたのかということについてのさらなる検討は今後の大きな課題である。

## 【註】

- (1) この点については拙稿「植民地朝鮮における初等教員史研究」（平成21年度九州大学博士論文）にて指摘している。
- (2) 筆者がこれまでに行なったおもな教員史研究には、「植民地朝鮮における初等学校教員の養成と配置」（『国際教育文化研究』、第6号）や「植民地朝鮮の師範学校における「内地人」生徒—官立大邱師範学校を中心に—」（『歴史学研究』、第819号）、「植民地朝鮮における「内地人」教員の多様性—招聘教員と朝鮮で養成された教員の特徴とその関係—」（『日本の教育史学』、第50集）、「植民地朝鮮における教員の位置づけ再考」（『植民地教科書と国定教科書』）、「植民地朝鮮における教員の思想問題」（『アジア教育』第3号）などがある。
- (3) 「朝鮮教育令」、第8条、1911年。
- (4) 前掲『朝鮮総督府月報』、第12号、1912年、131頁。
- (5) 前掲『施政二十五年史』、169頁。
- (6) 朝鮮総督府学務局学務課『朝鮮教育の概観』、1939年、11頁。
- (7) 朝鮮総督府「教員心得」、1916年。
- (8) 宇佐美勝夫「教員心得に就て」、『朝鮮彙報』、1916年、30頁。
- (9) 1919年10月31日まで普通学校の校長はすべて「内地人」であった。1919年11月の『教育時論』の時事欄に「朝鮮人待遇改善の一方法として総督府は従来内地人のみ任用せし各公立普通学校長に朝鮮人をも加ふる事となり昨月（十月—山下註）卅一日天長祝日を機とし京畿道三名各道十二名の割合にて都合十八名（十五名の誤りか—山下註）の任命を見たりと」（開発社『教育時論』、第1245号、1919年、22頁。）とある。
- (10) 前掲「朝鮮普通教育の発達」、27頁。
- (11) 幣原坦『朝鮮教育論』、六盟館、1919年、173頁。

- (12) 同上、175 頁。
- (13) 同上。
- (14) 同上。
- (15) 同上、176 頁。
- (16) 同上。
- (17) 同上。
- (18) 前掲『朝鮮教育論』、170 頁。
- (19) 朝鮮総督府学務局編『学校を中心とする社会教育』、1922 年、29 頁。
- (20) 同上、30 頁。
- (21) 同上、31 頁。
- (22) 同上、32 頁。
- (23) 同上、32 頁。
- (24) 同上、130 頁。
- (25) 同上、134 頁。
- (26) 同上、147-148 頁。
- (27) 同上、155 頁。
- (28) 同上、244 頁。
- (29) 同上、156 頁。
- (30) 同上、158 頁。
- (31) 同上、161 頁。
- (32) 同上、178-179 頁
- (33) 同上、187 頁。
- (34) 同上、189 頁。
- (35) 同上、192 頁。
- (36) 同上、203 頁。
- (37) 同上、204 頁。
- (38) 同上、230 頁。
- (39) 同上。
- (40) 西村緑也編『朝鮮教育大観』、朝鮮教育大観社、1932 年、「社会教育」。

## "Social enlightenment" by teachers in colonial Korea

YAMASHITA Tatsuya

The aim of this article is to gain new knowledge about the role of teachers in Colonial Korea. By paying attention to "social enlightenment" by teachers, this article reconsiders the role of teachers in Colonial Korea.

First I focus attention on the role of elementary schools. In colonial Korea, It was the place that performed social education at the same time as elementary schools were the place that performed school education. And the Japanese teachers were leaders of the "Social enlightenment" (In the teacher group of elementary schools in colony Korea, there were Japanese teachers and Korean teachers.) .

For example, Japanese learning and education about the politics were performed as "Social enlightenment". Woman teachers played an active part in the case that "social enlightenment" for women was performed. And Korean teachers played an active part in the case that Korean learning for Japanese was performed. In other words the characteristic of the teachers had to fit contents and object persons of the "Social enlightenment" in colonial Korea.

At first, in the "Social enlightenment", it was important that Japanese teachers were leaders. And second, "the right stuff in the right place" of teachers was important.